改正後

（適用範囲）

第一条　この約款は、一般貨物自動車運送事業者が行う荷物の運送に係る第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であって、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

2・3　（略）

（見積り）

第三条　（略）

2　（略）

3　前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。

4～6　（略）

7　当店は、見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

（解約手数料又は延期手数料等）

第二十一条　当店が、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷送人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前々日、前日又は当日に行われたときに限ります。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2　前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

一　見積書に記載した受取日の前々日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積運賃等（料金にあっては、積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。次号及び第三号において同じ。）の二十パーセント以内

二　見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積運賃等の三十パーセント以内

三　見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積運賃等の五十パーセント以内

3・4　（略）

（標準貨物軽自動車引越運送約款の一部改正）

第三条　標準貨物軽自動車引越運送約款（平成十五年国土交通省告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前

（適用範囲）

第一条　この約款は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸し切って行う荷物の運送に係る第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転であって、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

2・3　（略）

（見積り）

第三条　（略）

2　（略）

3　前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み又は取卸し作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。

4～6　（略）

7　当店は、見積書に記載した荷物の受取日の二日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

（解約手数料又は延期手数料等）

第二十一条　当店が、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷送人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前日又は当日に行われたときに限ります。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2　前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

（新設）

一　見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積書に記載した運賃の十パーセント以内

二　見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積書に記載した運賃の二十パーセント以内

3・4　（略）